

保険薬局 各位

一般社団法人 京都府薬剤師会
薬局業務委員会

【重要】

健康保険のオンライン資格確認について ～ポータルサイトにてアカウント登録開始～

健康保険証の資格確認を即時で行うオンライン資格確認が令和3年3月から開始されます。

オンライン資格確認は、マイナンバーカードをカードリーダーで読み取ることや健康保険証、処方箋に記載されている被保険者番号等を入力することで、リアルタイムでオンラインによる資格情報の確認が可能となります。本システムの導入における主なメリットは次のとおりです。

1. 保険者間調整により、資格過誤によるレセプトの返戻が減少する。(全医療機関・薬局が対象)
2. マイナンバーカードによる認証では、これまで手入力していた患者氏名、生年月日、被保険者番号、住所などの情報が自動でレセプトコンピュータ等に取り込まれる。
3. 更にマイナンバーカードを利用し患者が同意すれば、レセプト情報を基に過去3年分の薬剤情報を閲覧することも可能になる。
4. 健康保険証・処方箋では、被保険者番号等の入力を行い、有効な場合は同様に資格情報を読み取ることができる。
5. 限度額情報を取得でき、患者は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなる。など

オンライン資格確認開始に向け、医療機関・薬局の初期導入にかかる費用を支援するため「医療情報化支援基金」が設置されています。今回、本基金に係るポータルサイトが開設され、アカウント登録の受付が開始されました。

アカウント登録を行うと、以下のことが可能になります。

1. 顔認証付きカードリーダーの申込とその無償提供
2. オンライン資格確認利用申請
3. システム改修に係る費用の補助金申請
4. 最新情報のメールでのお知らせ

アカウント登録は、下記のポータルサイトから行ってください。

尚、このポータルサイトでは動画による解説、Q&A等掲載されています。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/> (医療機関等向けポータルサイト)

令和3年3月から患者がマイナンバーカードを保険証の代わりに持参される場合があります、その体制整備を行っておく必要があります。
当会としては将来的にこの基盤が利用されていくことも視野に、オンライン資格確認導入を勧めております。

注意：レセプトコンピュータによってオンライン資格確認システムに対応できない場合がありますのでメーカーにシステム導入の可否の確認を行ってください。

以上